

調査時点 2010年2月10日

製造業を営む外国企業が、サウジアラビア（以下「サウジ」という）で事業活動を行う方法として、有限責任会社（Limited Liability Company ; LLC）のような現地法人を設立することなく、現地に支店を開設することも可能である。外国企業が支店の形態により製造業の事業展開を行う際に留意すべき点は、以下のとおりである。

なお、（製造業を営むか否かを問わず）外国企業がサウジにおいて支店を設置する場合の、一般的な手続の概要、外国投資ライセンスの取得、商業登記等については、日本貿易振興機構（ジェトロ）のウェブサイト『[サウジアラビアにおける新事業体の設立手続の概要（外国投資ライセンス取得手続、商業登記等を含む）](#)』を参照されたい。

1. 外国企業による実施が認められない事業

外国企業は、外資参入禁止業種（ネガティブ・リスト）（以下「ネガティブ・リスト」という）に掲載される事業（詳細は、ジェトロのウェブサイト『[外資参入禁止業種（ネガティブ・リスト）](#)』参照）については、その事業体（有限責任会社、株式会社（Joint Stock Company ; JSC）、支店等）の形態を問わず、これを営むことができない。なお、ネガティブ・リストのうち、製造業部門として記載されているものは、（a）石油の探鉱、採掘および生産（ただし、鉱業部門に関するサービスを除く（国連中央生産物分類（Central Products Classification）5115+883））、（b）軍事機器、装置および軍服の製造ならびに（c）民間用の爆発物の製造の3分野である。

2. 外国企業の事業内容との一致

外国企業のサウジ支店において営まれる事業活動は、当該外国企業の事業活動歴、その定款の目的および商業登記等の内容と一致したものでなければならない。

3. 最低資本金規制

外国企業が、製造業にかかわるサウジ支店の開設の認可をサウジアラビア総合投資院（Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA、以下「SAGIA」という）から取得するためには、資本金として最低 100 万サウジ・リヤルの払込みを行うことが必要となる（その他の事業の認可にかかわる最低資本金については、ジェトロのウェブサイト『[外国投資家が現地法人や支店を設立する場合の最低資本金額と出資比率について](#)』参照）。もともと、商工業省（Ministry of Commerce and Industry ; MoCI）における商業登記が完了した時点以降は、当該資本金を支店の運転資金として使用することができる。

4. 製造業に関する関税免除措置

製造業に関する関税免除措置については、ジェトロのウェブサイト『[外国投資家と外国投資家が出資する事業体に対する優遇措置について（製造業に関する関税免税措置を含む）](#)』を参照されたい。

5. 留意事項

製造業を営む外国企業がサウジで事業活動を行うに際して、いかなる形態の事業体を選択するのが最適であるかは、当該外国企業が現地で実施する事業の内容・形態等によって異なり得る（事業体の形態の特徴や違いについては、ジェトロのウェブサイト『[外国投資家が出資する事業体の形態について（それぞれの形態の特徴・違い）](#)』参照）。従って、事業体としてサウジ支店の開設が最適なものかについて、投資の実施を決定するに先立って、かつ、法律・会計・税務上の助言等を得た上で十分に検討しておく必要がある。

【関連法規・制度名】

[外資参入禁止業種（ネガティブ・リスト）](#)

【関連 URL】

Ministry of Commerce and Industry ; MoCI（商工業省）

<http://commerce.gov.sa/english/>

Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA (サウジアラビア総合投資院)

<http://sagia.gov.sa/>

Kingdom of Saudi Arabia Supreme Economic Council (サウジアラビア最高経済評議会)

<http://www.sec.gov.sa/Home.aspx?lang=en-US>

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。